



福島医発第77号(地)
平成23年 4月 8日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻 一 良
(公印省略)

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した
障害者等に対する支給決定等について

今般、別紙のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室・障害福祉課、及び精神・障害保健課連名により、各都道府県等障害保健福祉主管部(局)宛に、東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した障害者等に対する支給決定等について事務連絡が発出された旨、日本医師会より通知が参りました。

本件は、東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した障害者等に対する障害福祉サービス等、及び自立支援医療に関して、それぞれ、他の市町村に避難した被災障害者等に対する支給決定、受給者証等の提示、及び利用者負担の徴収猶予等について示すものであります。

なお、利用者負担の徴収猶予の対象者、及び対象市町村は医療保険、及び介護保険と同様としております。

また、併せて、東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う介護給付費等の取扱いについて、疑義解釈が取りまとめられております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご承知いただくとともに、貴会会員への周知、協力方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
介護保険担当理事 名取一幸
会長 蒲池 壽

(地Ⅲ245)

平成23年3月31日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
三上



東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した
障害者等に対する支給決定等について

今般、別添のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室、障害福祉課、及び精神・障害保健課連名により、各都道府県等障害保健福祉主管部（局）宛に、東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した障害者等に対する支給決定等について事務連絡が出されるとともに、本会に対しても、周知、協力方依頼がありました。

本件は、東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した障害者等に対する障害福祉サービス等、及び自立支援医療に関して、それぞれ、他の市町村に避難した被災障害者等に対する支給決定、受給者証等の提示、及び利用者負担の徴収猶予等について示すものであります。

なお、利用者負担の徴収猶予の対象者、及び対象市町村は医療保険、及び介護保険と同様としております。

また、併せて、東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う介護給付費等の取扱いについて、疑義解釈が取りまとめられております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、及び関係医療機関への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



事 務 連 絡
平成23年3月24日

社団法人 日本医師会御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室
障 害 福 祉 課
精 神 ・ 障 害 保 健 課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した障害者等に対する支給決定等について

障害保健福祉行政につきましては、日頃より多大なる御協力を賜り心から御礼申し上げます。

今般、別添のとおり各都道府県・指定都市・中核市障害保健福祉主管部（局）あて通知いたしましたので御連絡いたします。

貴職におかれましても関係各位への周知を図っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

用件のみにて失礼いたしますが、緊急事態であることを御理解の上、御協力賜りますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成23年3月24日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室
障 害 福 祉 課
精 神 ・ 障 害 保 健 課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した障害者等に対する支給決定等について

この度の東北地方太平洋沖地震等（以下「当該災害」という。）の被災により災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村（以下「被災市町村」という。）において被災した障害者又は障害児の保護者（以下「被災障害者等」という。）に対する支給決定等については、下記のような取扱いとなりますので、管内市町村、障害福祉サービス事業者、指定自立支援医療機関等への周知をよろしくお願いいたします。

なお、（社）日本医師会等に対しましても、この取扱いにつき、協力依頼を行う予定であることを申し添えます。

また、介護給付費等の取扱いについて、別添1のとおり疑義解釈をまとめたので、当該疑義解釈につきましても、管内市町村、障害福祉サービス事業者等への周知をよろしくお願いいたします。

記

I. 障害福祉サービス等関係

1. 他の市町村に避難した被災障害者等に対する支給決定について

- （1）当該災害の被災により避難先の市町村の区域内に居住地を有するに至った被災障害者等に係る介護給付費等の支給決定については、避難先の市町村において、現行のとおり障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第19条から第22条までの規定等に基づき行うものであること。補装具費の支

給についても同様であること。

また、当該災害の被災により他の都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）の区域内に居住地を有するに至った障害児の保護者に係る障害児施設給付費の支給決定についても、避難先の都道府県において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2及び第24条の3の規定等に基づき行うものであること。

- (2)(1)の取扱いの際、被災市町村又は被災市町村が属する都道府県（以下「被災市町村等」という。）において現に支給決定を受けている被災障害者等に係る支給決定の内容、障害程度区分等については、避難先の市町村において当該被災市町村等に確認すること。

ただし、被災市町村等に確認できない場合は、受給者証等の確認、被災障害者等に対する聞き取りなどの結果等を勘案して支給決定を行われたい。

- (3) 一時的な避難の場合など居住地が依然として被災市町村等にあると認められる場合における支給決定については、当該被災市町村等が行うものであること。この場合において、市町村審査会を開催できない等の事情により、通常の支給決定の手続をとることができないときは、既存の資料を活用するとともに、被災障害者等に対する聞き取りなどの結果等を勘案して支給決定を行われたい（支給決定の変更をする場合も同様の取扱いとする。）。

なお、現に支給決定が行われている場合については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「特別措置法」という。）に基づき、当該支給決定の有効期間が平成23年3月11日から同年8月30日までの間に満了するものについては、同年8月31日まで有効期間の満了日が延長されるものであること。

- (4) 障害程度区分の認定については、「介護給付費等の支給決定について」（平成19年3月23日付け障発第0323002号。以下「支給決定通知」という。）において示している障害程度区分の認定の有効期間について、平成23年3月11日から同年8月30日までの間に満了するものについて、特定被災区域内に居住地を有する者については、同年8月31日まで延長することとする。

また、障害程度区分認定者の転出入の際の障害程度区分認定証明書の取扱いについては、支給決定通知において示しているが、被災地から転出した障害程度区分認定者が転入先市町村に提出する障害程度区分認定証明書について、転出元市町村が当該証明書を発行することが困難な場合においては、転入先市町村は、改めて認定調査及び市町村審査会における審査判定手続きを経ることなく、被災障害者等からの聞き取りの結果等を勘案して、障害程度

区分を認定しても差し支えない。

- (5) 被災障害者等につき緊急にサービスの提供が必要な場合については、市町村又は都道府県は、必要なサービスを速やかに提供するため障害者自立支援法第30条の規定による特例介護給付費等を支給することができることとされているので留意されたい。

なお、やむを得ない事由により介護給付費等又は障害児施設給付費の支給を受けることが著しく困難であると認められる場合は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項若しくは第2項、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4若しくは第16条第1項第2号又は児童福祉法第21条の6若しくは第27条第1項第3号の規定による措置を採ることができることとされているので留意されたい。

- (6) 当該災害においては、被災市町村における対応が困難である場合も想定されることから、居住地の扱い等については、別添2「東北地方太平洋沖地震等に関する住民基本台帳事務の取扱いについて」(平成23年3月13日付け総行住第35号)により、転出証明書を提出できない者についても一定の手続きで転入届を受理することとされていることも踏まえ、関係市町村相互に十分連携の上、柔軟に対応されたい。

2. 受給者証等の提示について

当該災害の被災により受給者証又は施設受給者証(以下「受給者証等」という。)を紛失し又は家屋に置いたまま避難している等の事情があり受給者証等を提示することができない場合には、障害者自立支援法第29条第2項ただし書又は児童福祉法第24条の3第7項ただし書の規定により受給者証等を提示しなくても指定障害福祉サービス等又は指定施設支援を受けることができるものであること。

この場合、サービス事業者等においては、受給者証等を交付している被災市町村等に当該被災障害者等に係る支給決定の内容について確認されたい。

ただし、サービス事業者等において被災市町村等を確認することができない場合には、当該被災障害者等から、受給者証等の交付を受けている者であること、氏名、生年月日、居住地及び支給決定の内容を聞き取ることにより、指定障害福祉サービス等又は指定施設支援を提供することとして差し支えない。

なお、被災により受給者証等を紛失した被災障害者等に対しては、上記の取扱いについて周知するとともに、可能な限り速やかに再交付申請を行うよう勧奨されたい。

3. 利用者負担の徴収猶予について

サービス事業者等においては、当該災害の被災により、障害福祉サービス、障害児施設支援又は補装具に係る利用者負担を支払うことが困難な者について、以下のとおり徴収を猶予することができるものとする。この場合においては、被災障害者等からの申請を待つことなく市町村又は都道府県の判断により、当該被災障害者等の利用者負担の免除を行うことについて、特段の配慮をお願いする。

(1) 対象者

以下のア及びイに該当し、利用者負担の支払が困難な被災障害者等

ア 当該災害発生時において、別紙に掲げる市町村に居住地を有していた被災障害者等（被災障害者等が他の市町村に避難した場合を含む。）

イ 当該災害の被災により①から③までのいずれかに該当する旨の申し立てを行った被災障害者等

① 障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第32条各号、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第25条の15各号又は別添3「災害その他の特別の事業により補装具の購入又は修理に要する費用を負担することが困難となった補装具費支給対象障害者等に係る補装具費の取扱いについて」（平成19年3月27日付け障発第0327004号）別添第2の1の（1）から（4）までのいずれかに該当すること。

② 被災障害者等の属する世帯（特定支給決定障害者（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項第4号に規定する特定支給決定障害者をいう。）にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）の生計を主として維持する者（（2）において「主たる生計維持者」という。）の行方が不明であること。

③ 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による、避難のための立ち退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域（（3）において「避難等指示対象地域」という。）であるため避難又は退避を行ったこと。

(2) 取扱いの期間

当面、5月までの障害福祉サービス、障害児施設支援及び補装具に係る利用者負担について、5月末日までの支払を猶予する取扱いとする。

ただし、（1）②の場合は5月までのうち主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間に、（1）③の場合は5月までのうち当該指示が解除されるまでの間に限る。

- (3) 障害福祉サービス事業者等、知的障害児施設等又は補装具業者における介護給付費等、障害児施設給付費又は補装具費の請求について

ア (1) イの申立てを行った被災障害者等については、受給者証等の確認その他の方法により、居住地が別紙に掲げる市町村の区域又は避難等指示対象地域にあることを確認するとともに、当該申立ての内容を介護給付費等又は障害児施設給付費の請求に関する書類等に簡潔に記録しておくこと。

イ 利用者負担の徴収を猶予した場合は、猶予した利用者負担を含めて10割を請求すること。

なお、請求の具体的な手続については、追って連絡する予定であること。

ウ 補装具業者における補装具費の請求についてもアとイと同様に取り扱うこと。

4. 地域生活支援事業について

地域生活支援事業の実施に当たっても、1～3の障害福祉サービス等の取扱いを踏まえ、必要なサービスが円滑に提供されるよう、関係市町村相互に十分連携の上、柔軟に対応されたい。

Ⅱ. 自立支援医療関係

1. 他の市町村等に避難した被災障害者等に対する支給認定について

- (1) 被災障害者が当該災害の被災により避難先の市町村等の区域内に居住地を有するに至った場合、更生医療については、避難先の市町村において、育成医療については、避難先の都道府県、指定都市及び中核市において、精神通院医療については、避難先の都道府県及び指定都市において、障害者自立支援法第52条から第54条までの規定等に基づき支給認定を行うこととする。

また、精神通院医療の申請書は居住地の市町村を経由することとしているが、この取扱いについても、避難先の市町村を経由すること。

なお、この場合、支給認定の申請の際に添付することとされている世帯の所得の状況等が確認できる資料等の書類については、実情に即した弾力的な対応として差し支えないものとする。

- (2) 一時的な避難の場合など居住地が依然として避難元の市町村（育成医療は都道府県、指定都市及び中核市、精神通院医療は都道府県及び指定都市と読替える。以下同じ。）にあると認められる場合、当該避難元の市町村が支給認定を行うこととする。この場合において、通常の実給認定を行うことができないときは、既存の資料を活用するとともに、被災障害者等に対する聞き取りなどの結果等を勘案して支給認定を行われたい（支給認定の変更をする場

合も同様の取扱いとする)。

なお、現に支給認定が行われている場合については、特別措置法に基づき、当該支給認定の有効期間が平成23年3月11日から同年8月30日までに満了するものについては、同年8月31日まで有効期間の満了日が延長されるものであること。

- (3) 新規申請に係る有効期間の始期の取扱いについては、当該災害の影響により申請を行うことが相当期間困難であったと認められる場合に限り、市町村の判断により、申請日又は医師の意見書(診断書)作成日を有効期間の始期とする取扱いをしても差し支えない。

なお、更生医療については、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者の要件があることから、有効期間の始期の取扱いに注意すること。

- (4) 被災障害者等に対する支給認定に当たっては、必要な自立支援医療が円滑に提供されるよう、関係市町村相互に十分連携の上、柔軟に対応されたい。

2. 受給者証の提示等について

「東北地方太平洋沖地震による被災者の公費負担医療の取扱いについて」(平成23年3月11日付け厚生労働省健康局総務課ほか事務連絡)に基づき実施すること。

(参考：事務連絡抜粋)

自立支援医療受給者証を提示できない場合においても、医療機関において自立支援医療受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、受診する指定自立支援医療機関と自立支援医療受給者証に記載する指定自立支援医療機関の名称が異なる場合においても、事後的に支給認定の変更を行うことで差し支えないものとし、さらに、指定自立支援医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

3. 利用者負担の猶予等について

別添4「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その4)」(平成23年3月23日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)、別添5「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」(平成23年3月11日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡)等により、医療保険における一部負担金等の取扱いが示されている。

利用者負担の徴収猶予の対象市町村

災害救助法の適用市町村のうち、

- ① 岩手県全 34 市町村、宮城県全 35 市町村、福島県全 59 市町村、青森県八戸市、上北郡おいらせ町、茨城県水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡太子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町、栃木県宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町、千葉県旭市、香取市、山武市又は山武郡九十九里町（平成 23 年 3 月 17 日 14 時 00 分現在、追加して適用があれば当該適用市町村を含むものとする。）
- ② 長野県下水内郡栄村、新潟県十日町市、上越市又は中魚沼郡津南町（平成 23 年 3 月 12 日 17 時 00 分現在、追加して適用があれば当該適用市町村を含むものとする。）

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う介護給付費等（療養介護医療費、障害児施設医療費等を含む。）の取扱いについて

1. 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による災害発生に伴い、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、旧法身体障害者更生援護施設、旧法知的障害者援護施設及び知的障害児施設等において定員を超過して被災障害者等を受け入れた場合、定員超過利用減算を適用しないことが可能か。

（答）

定員超過利用減算を適用しない取扱いが可能である。また、共同生活介護及び共同生活援助において、被災障害者等を受け入れたことにより大規模住居に該当することとなった場合についても、大規模住居減算を適用しない取扱いが可能である。

2. 被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足し人員基準を満たすことができなくなる場合については、人員基準を満たさないことによる減額措置を適用しないことが可能か。

（答）

減額措置を適用しないことが可能である。なお、基準以上の人員配置をした場合に算定可能となる加算（人員配置体制加算等）や、有資格者等を配置した上で規定の行為を実施した場合に算定可能となる加算（福祉専門職員配置等加算等）についても、利用者の処遇に配慮した上で柔軟な対応を可能とする。

また、世話人等の配置状況に応じて設定される共同生活介護等の基本報酬についても、従前の（派遣前の配置人数に基づく）報酬の算定を可能とする。

3. 避難所において居宅サービスを受けた場合、介護給付費等が算定できるのか。

（答）

「3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により被災した要援護障害者等への対応について」（平成23年3月11日付け厚生労働省・社会局障害保健福祉部企画課ほか事務連絡）において連絡したとおり、避難所等で生活している者に対して居宅サービスを提供した場合、介護給付費等の算定が可能である。

4. 被災等のために障害者支援施設、グループホーム・ケアホーム等の入所者等が、一時的に別の障害者支援施設、グループホーム・ケアホーム等に避難している場合、介護給付費等はどのような取扱いとすればよいのか。

(答)

被災等のため、別の施設等の定員を超過するなどして、入所等した場合は、避難先の施設等において介護給付費等を請求する取扱いとなる。

仮に、別の施設等に一時避難する場合であって、提供しているサービスを継続して提供できていると判断した場合においては、避難前の施設等において介護給付費等を請求し、その上で、避難先の施設等に対して、必要な費用を支払うなどの取扱いとされたい。

また、福島県原子力発電所における事故により避難した場合も同様の取扱いとする。

5. 被災等のために障害者支援施設、共同生活介護等の入所者が、一時的に別の医療機関に避難している場合、介護給付費等はどのような取扱いとすればよいのか。

(答)

一時避難であれば、従前（避難前）の介護給付費等を従前の施設等が請求する取扱いとする。その上で、従前の施設等から避難先の医療機関に対して、介護給付費等を支払うなどの取扱いとされたい。

また、福島県原子力発電所における事故により避難した場合も同様の取扱いとする。

6. 被災等のため、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等が全壊等により、施設等の介護職員等及び利用者が避難所等に避難し、介護職員等が避難所にいる利用者に対し、障害福祉サービスを提供した場合、従前どおり介護給付費等を請求できるか。

(答)

施設等において提供している障害福祉サービスを継続して提供できていると判断できれば、介護給付費等を請求することは可能である。

なお、施設等の入所者等の中には医療必要度の高い方もいることが想定されるため、できるだけ、適切なサービスを提供できるよう受入れ先等の確保に努めていただきたい。

また、福島県原子力発電所における事故により避難した場合も同様の取扱いとする。

7. 障害福祉サービス事業所等が全半壊し、これに代替する仮設の建物等を利用してサービスの提供を行う場合、当該サービス提供にかかる費用を介護給付費等として請求することは可能か。

(答)

障害福祉サービス事業所等の建物が全半壊等し、これに代替する仮設の建物等（以下「仮設障害福祉サービス事業所等」という。）においてサービスを提供する場合、当該仮設障害福祉サービス事業所等において提供するサービスと、これまで提供していたサービスとの間に継続性が認められる場合、介護給付費等として請求することが可能である。

8. 職員が、被災地で健康相談等のボランティアを行った場合や、計画停電の影響により出勤できなかったケースについて、人員基準を満たさないことによる減額措置を適用しないことが可能か。

(答)

減額措置を適用しない取扱いが可能である。なお、日中活動サービス事業所の看護職員については、不在の場合であっても、他の医療機関や事業所等の看護職員と緊密な連携を図る等の対応を図るよう努めること。

9. 居宅介護等の特定事業所加算の算定要件である、定期的な会議の開催等やサービス提供前の文書等による指示・サービス提供後の報告について、被災地等においては困難を生じる場合があるが、取扱い如何。

(答)

今般の被災等により、やむを得ず当該要件を満たせなかった場合についても、当該加算の算定は可能とする。

10. 東北地方太平洋地震及び長野県北部の地震又は東京電力・東北電力による計画停電の影響により、サービス提供量が増加した場合等の特定事業所加算に関する割合の計算方法及び居宅介護等のサービス提供責任者の配置基準の取扱い如何。

(答)

今般の被災等の影響により、介護職員等の増員や新規入所者の受入れ、サービス提供回数の増等を行った事業所については、特定事業所加算を有資格者割合や重度障害者等の割合の計算及び配置すべきサービス提供責任者の員数の計算の際、当該職員及び利用者数等を除外して算出する取扱いを可能とする。

総 行 住 第 35 号
平成 23 年 3 月 13 日

各都道府県市区町村担当部長 殿
(市区町村担当課扱い)

総務省自治行政局住民制度課長
(公印省略)

東北地方太平洋沖地震等に関する住民基本台帳事務の取扱いについて (通知)

平成 23 年 3 月 11 日以降に東北地方太平洋沖等で発生している大規模地震(以下「平成 23 年東北地方太平洋沖地震等」という。)の被災により、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受けた地域(以下「被災地域」という。)においては、住民基本台帳が消失するなどにより、市区町村長が当該地域の住民の安否状況の確認等を行うことができない場合も想定されるところです。

また、当該地域の住民が貴都道府県内の市区町村に転入するに当たって、転出証明書を提出できない場合も想定されます。

このような場合には、下記により取り扱うことが適当と考えられますので通知します。この旨を貴都道府県内の市区町村にも周知されるようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 住民の安否状況の確認等のための本人確認情報の利用について

平成 23 年東北地方太平洋沖地震等の被災地域において、住民基本台帳が消失するなどにより、市区町村長が当該地域の住民の安否状況の確認等を行うことができない場合には、都道府県知事が、当該地域の住民の安否状況の確認や災害救助法に基づく救助など当該地域の被災者に対して緊急に行うべき事務を実施する必要性が生じるものと考えられる。

このような場合には、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。)第 30 条の 8 第 1 項第 2 号の規定に基づく条例においてこれらの事務を定めることにより、同事務において住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を適切に活用すること。

2 被災地域から転入した転出証明書を提出できない住民に係る転入届の取扱いについて

- (1) 法第 22 条第 1 項及び住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 22 条の規定に基づき、法第 22 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項のほか、届出をする者の出生の年月日、男女の別及び戸籍の表示を転入地の市区町村に届け出させることにより、転入届を受理すること。
- (2) (1) の場合には、転出証明書により転入届に記載された事項の確認を行うことができないことから、住民基本台帳事務処理要領第 4-2-(2)-エ-(7) により、戸籍と照合し、又は他市区町村に本籍を有する者については、当該本籍地市区町村に戸籍の記載事項について照会する等の方法により、その事実を確認した上、住民票の記載を行うことが適当であること。
- (3) (1) 及び(2) の住民基本台帳に関する事務の処理に関し、住民に係る住民票コードの確認、前住所地の確認等を行うに当たっては、法第 30 条の 7 第 4 項第 3 号、同条第 6 項第 3 号、第 30 条の 10 第 1 項第 4 号及び同項第 6 号の規定により、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を適切に活用すること。
- (4) (2) について、本籍地市区町村も被災地域であり、戸籍の記載事項について照会を行うことが困難である者については、当面、下記のとおり取り扱うこととして差し支えないものであること。
- ① 被災地域の住民であった者から、法第 22 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項並びに届出をする者の出生の年月日、男女の別及び戸籍の表示を届け出させ、(3) のとおり必要に応じ住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報で確認をした上で、当該届出に基づき住民票の記載をすること。
- ② なお、①の方法により、住民票の記載をした場合には、戸籍との照合が可能となった段階で、できる限り速やかに、本人の氏名、出生の年月日、戸籍の表示等について確認を行うことが適当であること。
- (5) (1) により転入届を受理した場合において、法第 9 条第 1 項に基づく転出地市区町村長への通知を当該市区町村長が受領できないときには、当該市区町村長において当該通知を受領することができる状況になるまでの間、転入地市区町村長において通知を留保すること。

(総務省担当者)

総務省自治行政局住民制度課

平野, 丸茂

TEL: 03-5253-5111 (内) 23067

FAX: 03-5253-5520

E-mail: t.hirano@soumu.go.jp

y.marumo@soumu.go.jp

障発第0327004号

平成19年3月27日

各〔都道府県知事
指定都市市長
中核市市長〕殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長

災害その他の特別の事情により補装具の購入又は修理に要する
費用を負担することが困難となった補装具費支給対象障害者等
に係る補装具費の取扱いについて

障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づ
く補装具費の支給について、災害その他の特別の事情により補装具の購入又は修
理に要する費用を負担することが困難となった補装具費支給対象障害者等につい
ては、当該事情を考慮し、法施行に当たって別添を参考として取り扱うこととし
て差し支えないこととする。

貴職におかれては御了知の上、適宜貴管内市町村を含め関係者及び関係団体等
に対する周知方につきご配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1
項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

別添

第1 定義

- 1 「補装具費」とは、法第76条に規定する補装具費をいう。
- 2 「補装具費支給対象障害者等」とは、法第76条第1項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。
- 3 「負担上限月額」とは、障害者自立支援法施行令第43条の3に規定する補装具費に係る負担上限月額をいう。

第2 災害その他の特別の事情により補装具の購入又は修理に要する費用を負担することが困難となった補装具費支給対象障害者等の取扱い等について

- 1 災害その他の特別の事情とは、次に掲げる事情とする。
 - (1) 補装具費支給対象障害者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと。
 - (2) 補装具費支給対象障害者等の属する世帯の生計を主として維持するものが死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
 - (3) 補装具費支給対象障害者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
 - (4) 補装具費支給対象障害者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- 2 補装具費支給対象障害者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者に災害その他の特別の事情が生じたことにより、補装具費支給対象障害者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所得状況等が変化し又は変化する蓋然性が高く、当該補装具費支給対象障害者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者の資産状況等を勘案してもなお補装具の購入又は修理に要する費用を負担することが困難になった又は困難となる蓋然性が高いと判断される場合には、当該事情により変化した又は変化することが想定される当該補装具費支給対象障害者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所得状況等に応じて補装具費の支給対象とすることや負担上限月額を適用することなど、適宜の方法により補装具費支給対象障害者等の負担を軽減して差し支えない。

事 務 連 絡
平成23年 3 月 23 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る
一部負担金等の取扱いについて(その4)

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による災害発生に関し、一部負担金、入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る標準負担額及び訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の支払いが困難な者の取扱いについては、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」(平成23年3月15日付厚生労働省保険局医療課事務連絡)により連絡したところであるが、今般、これを下記のとおり改正するので、関係団体に周知を図るようよろしくお願いしたい。

(改正カ所は下線を引いた部分)

記

1に掲げる者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第5条及び第5条の2、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第4条、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和58年厚生省告示第14号)第5条及び第5条の2並びに指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第13条の規定により一部負担金等の支払いを受けることを、2に掲げる期間猶予することができるものとする。

1 対象者の要件

(1)及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1) 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村のうち、

① 岩手県全34市町村、宮城県全35市町村、福島県福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、伊達郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡新地町、相馬郡飯館村、青森県八戸市、上北郡おいらせ町、茨城県水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市の、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、栃木県宇都宮市、千葉県旭市、香取市、山武市又は山武郡九十九里町(平成23年3月14日17時30分現在、追加して適用があれば当該適用市町村を含むものとする。)

② 長野県下水内郡栄村、新潟県十日町市、上越市又は中魚沼郡津南町(平成23年3月12日17時00分現在、追加して適用があれば当該適用市町村を含むものとする。)

に住所を有する(地震の発生以後、①及び②の適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。)健康保険法(大正11年法律第70号)及び船員保険法(昭和14年法律第73号)の被保険者及び被扶養者、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の被保険者並びに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の被保険者であること。

(2) 東北地方太平洋沖地震又は長野県北部の地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

① 住家の全半壊、全半壊又はこれに準ずる被災をした旨

② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨

③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨

④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨

⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

⑥ 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている旨

2 取扱いの期間

当面、5月までの診療分、調剤分及び訪問看護分について、5月末日まで支払を猶予する取扱いとする。ただし、1(2)③の場合は5月までのうち主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間に、1(2)④の場合は5月までのうち当該指示が解除されるまでの間に限る。

事務連絡
平成23年3月11日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課

災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等
及び健康保険料の取扱い等について

標記については、本日発生した平成23年東北地方太平洋沖地震の被災状況の甚大さにかんがみ、当該災害等による被災世帯の健康保険被保険者及び被扶養者（以下「被災被保険者等」という。）に係る一部負担金等並びに被災事業所等に係る健康保険料の取扱い等について、下記内容をあらためて周知することとしましたので、よろしくお取り計らいください。

記

1 一部負担金等の徴収猶予及び減免について

健康保険においては、災害その他の特別の事情がある被保険者に対し、健康保険法（大正11年法律第70号）第75条の2及び第110条の2の規定に基づき、保険者の判断により、一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができることとされており、今般の地震に係る被災被保険者等の一部負担金等についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。

2 保険料の納期限の延長及び納付猶予について

今般の地震により被災した事業所、任意継続被保険者、特例退職被保険者に対する保険料の納期限の延長及び納付猶予についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。

3 被保険者証の取扱いについて

今般の地震により被災し、被保険者証等を紛失した場合等の取扱いについても、申請に応じ速やかに再交付を行うなど、適切に対応されたいこと。

また、被保険者証等の紛失等により、保険医療機関等に提示できない場合においては、氏名、生年月日、事業所名を保険医療機関等の窓口で申し立てることにより、受診できる取扱いを講じることとしていること。

4 保険給付費等の支払いについて

被災した被保険者から給付費等の申請があったときは、速やかに審査のうえ支払いを行うこと。

5 その他

上記の1又は2の措置を講ずる場合については、被災被保険者等又は被災した事業所等に対する周知徹底に努めていただきたいこと。

また、上記3について、被災被保険者等への周知徹底に努めていただきたいこと。

事務連絡
平成23年3月11日

全国健康保険協会 御中

厚生労働省保険局保険課

災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等
及び健康保険料の取扱い等について

標記については、本日発生した平成23年東北地方太平洋沖地震の被災状況の甚大さにかんがみ、当該災害等による被災世帯の健康保険被保険者及び被扶養者（以下「被災被保険者等」という。）に係る一部負担金等並びに被災事業所等に係る健康保険料の取扱い等について、下記内容をあらためて周知することとしましたので、よろしくお取り計らいください。

記

- 1 一部負担金等の徴収猶予及び減免について
健康保険においては、災害その他の特別の事情がある被保険者に対し、健康保険法（大正11年法律第70号）第75条の2及び第110条の2の規定に基づき、保険者の判断により、一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができることとされており、今般の地震に係る被災被保険者等の一部負担金等についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。
- 2 保険料の納期限の延長及び納付猶予について
今般の地震により被災した任意継続被保険者に対する保険料の納期限の延長及び納付猶予についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。
- 3 被保険者証の取扱いについて
今般の地震により被災し、被保険者証等を紛失した場合等の取扱いについても、申請に応じ速やかに再交付を行うなど、適切に対応されたいこと。
また、被保険者証等の紛失等により、保険医療機関等に提示できない場合においては、氏名、生年月日、事業所名を保険医療機関等の窓口で申し立てることにより、受診できる取扱いを講じることとしていること。
- 4 保険給付費等の支払いについて
被災した被保険者から給付費等の申請があったときは、速やかに審査のうえ支払いを行うこと。
- 5 その他
上記の1又は2の措置を講ずる場合については、被災被保険者等に対する周知徹底に努めていただきたいこと。
また、上記3について、被災被保険者等への周知徹底に努めていただきたいこと。

- 6 船員保険における取扱いについて、
船員保険制度においても、上記1から5までと同様の対応を講じられたいこと。